

# 「国が提供する相談ダイヤルへの 3桁番号利用の在り方」に関する 論点整理(案)

平成26年9月18日

総務省 総合通信基盤局

番号企画室

## 1XY番号の有効利用の観点から適当かどうか

代替可能な番号空間のない、有限希少な1XY番号を新たに使用するに当たっては平成10年度番号研究会で「1XYの有効利用の観点から適当と認められる用途」が定められており、当該研究会の考え方に従った運用をしている。1XY番号を利用するに当たっては、当該用途に該当する必要がある。

国が提供する相談ダイヤルは、当該用途のどの区分に該当するのか。また、どのような相談ダイヤルが該当するのか。併せて、当該用途について、さらに具体化を図る必要があるか。

- ✓ A分類の用途として「(1)緊急性、公共性、安全性の観点から重要な用途」があるが、当該用途における検討でよいか。

- 平成18年「IP時代における電気通信番号の在り方に関する研究会」において、行政に対する問い合わせについては、A分類と整理済みであり、同様にA分類と整理することとしてよいのではないか。

(参考)

平成18年「IP時代における電気通信番号の在り方に関する研究会」

行政に対する問い合わせについては、広範囲の利用者により容易に認識できる必要があり、かつ、3桁を事業者間で統一して使用する形態が想定される。各電気通信事業者が付加的なサービスを自社の利用者へ提供するために用いるB分類の1XY番号とは性質が異なると考えられることから、A分類として整理することが適当である。

- A分類は大きく4つの用途があるが、「(2)基本的な電気通信サービスの利用に当たって容易な認識が必要となる用途」、「(3)既に3桁の統一番号として広く認識がなされている用途」及び「(4)事業者共通のプレフィックスとしての用途」については、国が提供する相談ダイヤルに1XY番号を利用する用途としてはそぐわないため、「(1)緊急性、公共性、安全性の観点から重要な用途」でよいのではないか。

- ✓ 「緊急性、公共性、安全性の観点から重要な用途」とはどのような用途か。どのような相談ダイヤルが該当するのか。
- ✓ 番号利用の優先順位をどのようにするか。例えば、生命、身体の危険に係るものであって、適切な対応を速やかに確保する上で1XY番号の利用が有効と認められるものを優先することでよいか。
- ✓ その他、生命、身体の危険に係るものではないが、一定の緊急性、公共性の観点から重要な用途であり、より多くの国民が利用対象として想定されるものや、その用途がより広範に国民の利害に関わるものについて、1XY番号を利用することはどうか。




- 「緊急性、公共性、安全性」の観点で最も重要な用途である「緊急通報」は、事件、事故の被害等についてダイヤルの対象としている。「緊急通報」までの緊急性はない場合であっても事件、事故などを未然に防ぐ相談を受け付けるダイヤルについて認めることとしてはどうか。
- 事件、事故の防止ではなくても、日常生活を円滑に営む上での国民の権利侵害(トラブル)を防止又は解決するためのダイヤルについては認めることとしてはどうか。
- 相談を受けた後、例えば、連絡があった場所へ駆け付けることや具体的な解決策を提示するなどして、電話連絡の後速やかに解決に向けた対応がなされるダイヤルについては認めることとしてはどうか。
- 地域限定ではなく全国的に利用されるものであることや特定の業種等からの相談だけではなく、ありとあらゆる人が相談できるものを認めることとしてはどうか。
- 中でも特に、相談者にとって簡便なダイヤル手法であることが望ましいダイヤル(子供や年配の人が相談することが多いダイヤルなど)は優先すべきではないか。

## 逼迫の可能性

今回の検討に当たり、番号逼迫の関係でどの程度影響が出るのか。

- ✓ 用途を設定していない1XY番号(保留番号)の数は47番号あるが、どの程度まで認められるのか。
- ✓ 国が提供する相談ダイヤルであることを分かりやすくするため、保留番号が多い18Y番号や19Y番号を利用することとしたほうがよいか。

- 
- 3桁番号については、「平成10年度 電気通信番号に関する研究会」報告書で検討された以降、新規番号の追加がなかったことから、47番号が引き続き保留されているところであるが、国が提供する相談ダイヤルに関するアンケートでは、3桁番号の希望があったのは、5省庁8つの相談ダイヤル(注)であることから、現状逼迫の可能性は低いのではないかと考えられる。

(注)


- ・ 金融サービス利用者相談室(金融庁) \*
  - ・ 消費者ホットライン(消費者庁)
  - ・ 子どもの人権110番(法務省)
  - ・ みんなの人権110番(法務省)
  - ・ 女性の人権ホットライン(法務省)
  - ・ 法テラス・サポートダイヤル(法務省(日本司法支援センター))
  - ・ 児童相談所全国共通ダイヤル(厚生労働省)
  - ・ 情報セキュリティ安心相談窓口(経済産業省((独)情報処理推進機構))
- \* 3桁番号の利用が実現すれば、「金融円滑化ホットライン(金融庁)」等の関連ダイヤルを統合予定

- 今後、新たに3桁番号の要望があった場合であっても、例えば、同種の相談ダイヤルは一つの3桁番号で複数のダイヤルに対応できるような措置を行うことによって、番号の逼迫への対応もでき、また、国民にもわかりやすい番号となるのではないかと考えられる。

## 具体的番号を定め「利用指針」を変更する場合の対応

平成10年度番号研究会において、「利用指針」を変更する場合の手続きとして、利用者、有識者、事業者等に幅広く意見を聴取した上で変更することが適当とされているが、検討いただいたルールに該当する相談ダイヤルについて「利用指針」を変更する場合についてどうするのか。

✓ 今回の検討で具体化された用途に該当する相談ダイヤルについて番号(具体的な1XY番号)を定める際の手続きをどうするのか。

- 
- 今回の検討で具体化された用途に該当する相談ダイヤルの場合、総務省が具体的番号を定め、その後直近の情報通信審議会へ報告することとしてはどうか。
  - 番号選定の考え方としては、今後の新サービスへの対応など3桁番号の更なる利用拡大に適切に対応するため、19Yについては引き続き保留することとし、緊急通報呼と区別しつつ番号の効率的利用を図る観点から、保留番号数が多い17Y又は18Yを優先的に利用することとしてはどうか。  
なお、容易かつ広範な国民の利用を可能とする観点から、覚えやすい番号とすることも可能としてはどうか。

# 參考資料

1XY番号は桁数が短くダイヤルが簡単であり、また、1から始まるので特殊なサービスを想起しやすいという特徴がある。一方、この番号は個数が100個しかない限られた資源であること、3桁程度で100個程度の番号を確保できる代替可能な番号空間がないことが制約である。近年、新たな1XY番号の利用の進展によって、次に図示するように使用されていない番号の数が急速に少なくなっている。このような状況を踏まえ、1XY番号が将来にわたって発生する番号利用ニーズに的確に対応可能となるように、その有効利用方策について検討を行った。

## (1) 1XY番号の有効利用の観点から適当と考えられる用途

1XY番号を利用する必要性が相対的に高い用途(優先度の高いもの)とそれ以外のものとに分類し、優先度の高いものをA分類、それに準じるものをB分類とする。具体的な用途は次のとおりとする。

### A分類の用途

- (1) 緊急性、公共性、安全性の観点から重要な用途
  - (例)・緊急通報(警察・消防)
    - ・災害対応(災害伝言ダイヤル)
    - ・プライバシー保護対応(発信番号通知、発信番号非通知)
- (2) 基本的な電気通信サービスの利用に当たって容易な認識が必要となる用途
  - (例)番号案内、故障受付
- (3) 既に3桁の統一番号として広く認識がなされている用途
  - (例)天気予報、時報、電報受付
- (4) 事業者共通のプレフィックスとしての用途

### B分類の用途

加入者を直接収容する網で行われる処理(注1)						
オペレータの接続		設備への接続				
オペレータを介した呼接続	オペレータへの問い合わせ	呼接続に関する付加的な処理(注3) 1XY(OAB-J等)	呼接続	特定者向け情報の蓄積・再生(注4) 1XY(OAB-J等)	サービス条件の設定	その他
○	×(注2)	○	×	○	○	×

○は利用可、×は利用不可

(注1) 他の事業者が1XY番号による処理を行っている場合に、当該処理を行うオペレータまたは設備に接続して役務を提供することが許容されるならば、同一の1XY番号により処理を行うことを可能とする。

(注2) 営業・料金案内については、従来より利用者利便確保のため短桁で使用されており、当面使用可とする。

(注3) 接続先が固定的ではなく、1XYだけのダイヤルにより呼接続が行われるものを含む。

(注4) 蓄積時に1XYの後に端末系伝送路設備を示す番号等の長桁の番号を指定する場合に限る。なお、着信者に向け蓄積された情報をその着信者が再生する時にはOA~J等の番号のダイヤルを省略できることとする。

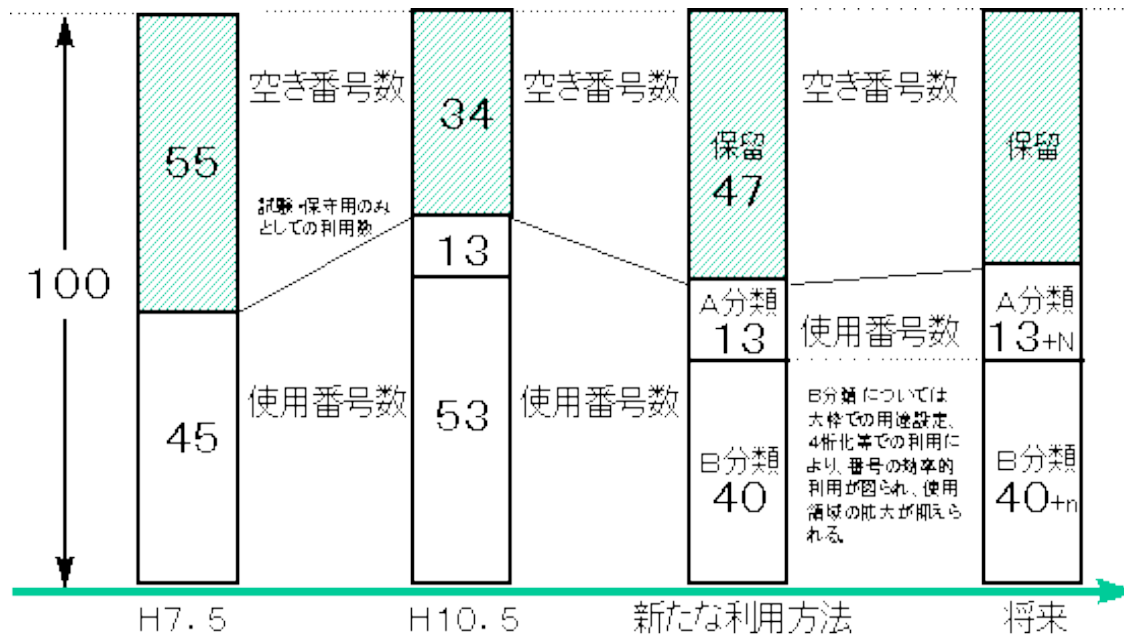
(2) 利用のための基本的な方針

A分類については、広範囲の利用者により容易に認識できる必要があることから、1XY番号の3桁を事業者間で統一して使用する。一方、B分類については、3桁目までを番号ごとに大枠で用途設定した上で、4桁化等によりできるだけ番号空間を拡大して使用することとし、4桁目以降は事業者の創意工夫で使用する。

(3) 1XY番号の利用指針

以上の基本的な考え方をもとに「電気通信の高度化のための番号の在り方に関する研究会報告書(平成7年5月)」の利用指針(同報告書の改訂手続きに従って7回改訂されている)を見直して新たな利用指針を策定し、個々の番号ごとに利用方法を設定した。

新たな利用指針においては、分類ごとの番号数はA分類が13個、B分類が40個で、保留が47個となる。今後B分類については、大枠での用途設定、4桁化等により、番号の効率的な利用が図られ、使用番号数の拡大が抑えられる。これにより、事業者間で統一して利用するA分類の用途について当分の間は十分な番号を確保できることとなる。1XY番号の空き番号数の推移は次のようになると考えられる。





	分類	利用方法
100	B	オペレータ経由呼接続
101		保留
102	B	非常・緊急扱い通話
103	A	番号案内(各事業者の網内番号を中心とするサービス)
104	A	番号案内(他事業者の番号を含む総合的なサービス)
105		保留
106	B	オペレータ経由呼接続
107	B	オペレータ経由呼接続
108	B	呼接続に関する付加的な処理
109		保留
	分類	利用方法
110	A	警察機関への緊急通報
111	B	試験
112		保留
113	A	故障受付
114	B	話中調べ
115	A	電報受付
116	B	営業・料金案内
117	A	時報
118	A	海上保安機関への緊急通報
119	A	消防機関への緊急通報

	分類	利用方法
120		保留
121	B	呼接続に関する付加的な処理
122	A	固定優先接続の解除
123		保留
124		保留
125	B	マルチ接続
126		保留
127		保留
128		保留
129		保留
	分類	利用方法
130		保留
131	B	通話料分計
132		保留
133		保留
134	B	サービス条件設定
135	B	サービス条件設定
136	B	発信電話番号通知サービス応用
137		保留
138	B	呼接続に関する付加的な処理
139		保留

	分類	利用方法
140	B	サービス条件設定
141	B	特定者向け情報の蓄積・再生【留守番電話】
142	B	着信転送
143	B	サービス条件設定【ドライブモード】
144	B	迷惑電話対応
145	B	話中時対応
146	B	特定者向け情報の蓄積・再生
147	B	発信電話番号通知サービス応用
148	B	発信電話番号通知サービス応用【通知要請】
149	B	サービス条件設定
	分類	利用方法
150		保留
151	B	営業・料金案内
152		保留
153		保留
154	B	サービス条件設定
155	B	サービス条件設定【位置情報利用】
156		保留
157	B	営業・料金案内
158	B	サービス条件設定
159	B	サービス条件設定

	分類	利用方法
160		保留
161	B	特定者向け情報の蓄積・再生
162	B	特定者向け情報の蓄積・再生
163		保留
164	B	サービス条件設定【端末切替え】
165	B	メール送受信
166	B	サービス条件設定
167		保留
168		保留
169	B	プロトコル変換
	分類	利用方法
170		保留
171	A	災害用伝言ダイヤル
172		保留
173		保留
174		保留
175		保留
176		保留
177	A	天気予報
178	B	呼接続に関する付加的な処理
179	B	呼接続に関する付加的な処理

	分類	利用方法
180		保留
181	B	サービス条件設定【ローミング】
182		保留
183		保留
184	A	発信者番号通知拒否
185		保留
186	A	発信者番号通知
187		保留
188		保留
189		保留
	分類	利用方法
190		保留
191		保留
192		保留
193		保留
194		保留
195		保留
196		保留
197		保留
198		保留
199		保留

分類ごとの番号数

A分類	13
B分類	40
保留	47
合計	100